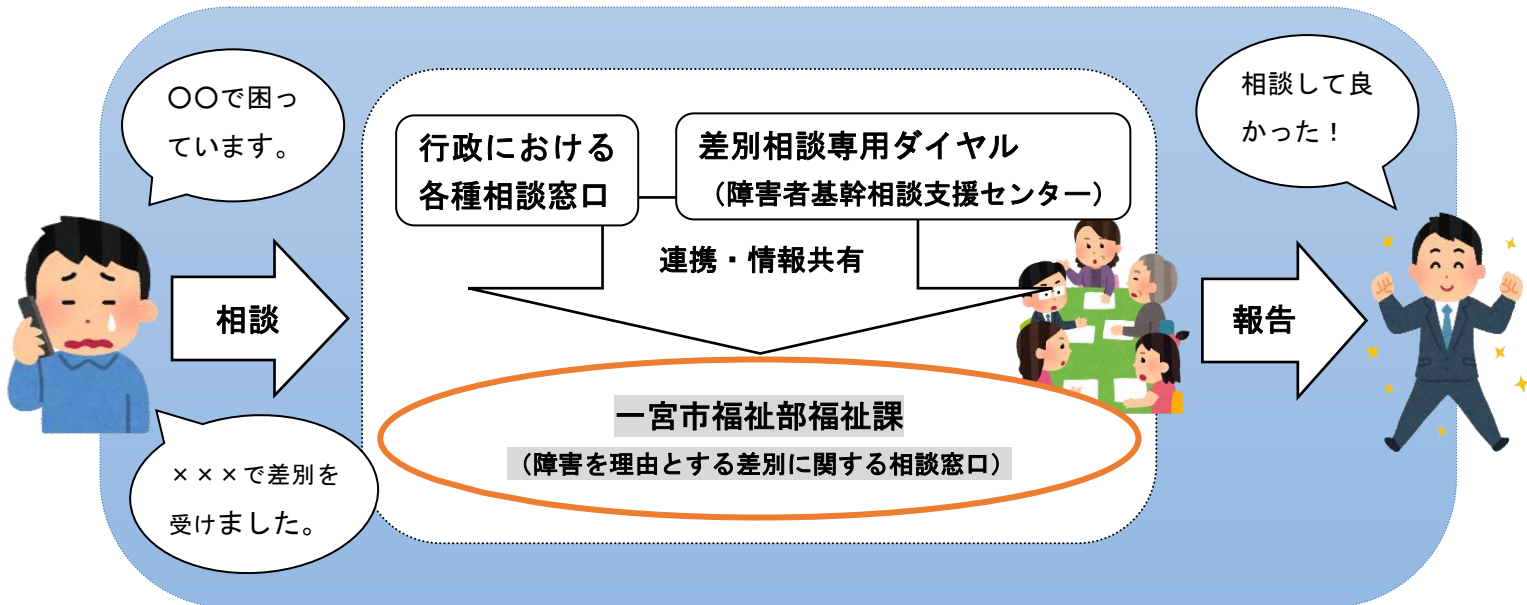


しょうがい りゆう さべつ きんし つぎ さだ
■ 障害を理由とする差別の禁止について、次のように定めています。

	ふとう さべつてきとりあつか きんし 不当な差別的取扱い	ごうりてきはいいりよ ていきよう 合理的配慮の提供
くに ぎょうせいいきかん 国の行政機関 ち ほうこうきょうだんたいとう 地方公共団体等	× ふとう さべつてきとりあつか きんし 不当な差別的取扱いが禁止されています。	○ 法的義務 ごうりてきはいいりよ おこな 合理的配慮を行わなければなりません。
みんかんじぎょうしゃ 民間事業者 こじんじぎょうしゃ など ※個人事業者、NPO等の ひえいりじぎょうしゃ ふく 非営利事業者も含まれます。	× ふとう さべつてきとりあつか きんし 不当な差別的取扱いが禁止されています。	○ 努力義務 ごうりてきはいいりよ おこな つと 合理的配慮を行うよう努めなければなりません。

そうだんたいせい 相談体制イメージ図



しょうがい りゆう さべつ かん そうだんまどぐち 障害を理由とする差別に関する相談窓口

しょうがい りゆう さべつ かん こま きがる ごそうだん
 障害を理由とする差別に関して、お困りのことがございましたら、気軽にご相談ください。

○障害を理由とする差別に関する相談窓口○

・ 一宮市役所 福祉総務課 福祉総合相談室 【平日 8:30~17:15】

TEL 0586-28-9145

FAX 0586-73-9270

・ 一宮市障害者基幹相談支援センター 【平日 9:00~17:00】

TEL 0586-26-2234 (差別相談専用ダイヤル)

FAX 0586-26-2231